

# 検討会の検討状況（平成15年9月17日現在）

司法制度改革推進本部事務局

名 称	これまでの検討状況	今後の予定
知的財産訴訟検討会	<p>1 検討経過                      これまで11回の検討会を開催し、知的財産訴訟制度に関する問題点について、産業界及び関係機関等からのヒアリング、知的財産訴訟外国法制研究会の報告を行い、知的財産関連訴訟の更なる充実・迅速化に向けて、各論について2巡目の検討を行っているところである。                      なお、5月1日から同月31日にかけて、知的財産訴訟についての意見募集を行った。</p> <p>2 検討内容                      侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関する検討、知的財産高等裁判所の検討、専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続への新たな参加制度に関する検討及び侵害行為の立証の容易化のための方策の検討について、2巡目の検討が行われた。</p>	<p>知的財産推進計画を踏まえ、知的財産訴訟外国法制研究会の報告及び意見募集の結果をも斟酌しつつ、各論点について3巡目の検討を行っていく予定である。</p>
労働検討会	<p>1 検討経過                      これまで26回の会議を開催し、労働関係紛争処理制度の現状、問題点等に関する関係機関等からのヒアリング、検討すべき論点項目の中間的な整理、論点項目の各論点についての検討を行った後、「労働関係事件への総合的な対応強化についての中間取りまとめ」が取りまとめられた。</p> <p>2 検討内容                      導入すべき労働調停の在り方、雇用・労使関係に関する専門的な知識経験を有する者の関与する裁判制度の導入の当否、労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否、労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方について、労働審判制度（仮称）の導入等考えられる対応の方向性等が示された。</p>	<p>「労働関係事件への総合的な対応強化についての中間取りまとめ」の意見募集の結果等を踏まえつつ、引き続き具体的な検討を進める予定である。</p>

<p>司法アクセス検討会</p>	<p>1 検討経過  これまで 17 回の会議を開催し、訴え提起の  手数料、訴訟費用額確定手続、簡易裁判所の  機能の拡充、弁護士報酬の敗訴者負担の取扱  い、司法の利用に関する相談窓口・情報提  供、民事法律扶助の拡充等について議論を行  った。</p> <p>2 検討内容  訴え提起の手数料、訴訟費用額確定手続、  簡易裁判所の事物管轄拡大について、見直し  に関する方向性が示された。</p>	<p>司法ネット（仮称）、弁護士報酬の敗  訴者負担の取扱いについて検討を進める予定  である。  弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについ  ては、パブリック・コメントの手続（7 月 29 日  から 9 月 1 日まで）をした。</p>
<p>A D R 検討会</p>	<p>1 検討経過  これまで 2 1 回の会議を開催し、A D R 機  関やユーザー、専門家等からのヒアリング、  民間 A D R に対するアンケート調査結果の報  告等を交えつつ、A D R に関する基本理念、  法的効果（時効中断効・執行力）の付与、裁  判手続との連携、専門家の活用等についての  検討等を行った。  その上で、これまでの検討状況を踏まえ、  総合的な A D R の制度基盤の整備について、今  後、更に検討を深めるべき論点を整理し、意  見募集を実施したところである。</p> <p>2 検討内容  A D R の利用促進、裁判手続との連携強化  のための基本的な枠組みに関わると考えられ  る論点について、A D R の現状把握に努めつ  つ、A D R のあるべき姿を見据えて幅広く議  論を行ったところである。</p>	<p>意見募集の結果も踏まえつつ、引き続き A  D R に関する基本的な法制の整備についての  検討を深めていく予定である。</p>
<p>仲裁検討会</p>	<p>1 検討経過  これまで 13 回の会議を開催し、仲裁法制全  般にわたり、論点の検討、「仲裁法制に  関する中間とりまとめ」の作成、意見募集及び  その結果の報告、消費者仲裁合意及び個別労働  関係紛争に関する特則についてのヒアリング  等を行った。</p> <p>2 検討内容  仲裁法案概要（案）が了承された。</p>	<p>開催が必要となった場合には、随時開催す  る予定である。</p>
<p>行政訴訟検討会</p>	<p>1 検討経過  これまで 2 3 回の検討会を開催し、有識者  等のヒアリング、外国事情調査結果、第 1 回</p>	<p>今後、行政官庁等からのヒアリング結果及  び意見募集結果等を踏まえつつ、さらに論点  についての検討を深める予定である。</p>

	<p>及び第 2 回の意見募集結果の報告、論点の検討 及び「行政訴訟の作成を行政訴訟の検討の主要論点に 回りの検討と行政訴訟の作成を行政訴訟の主要論点に りまると行政訴訟の作成を行政訴訟の主要論点に 討事項を行うことと行政訴訟の作成を行政訴訟の主要論点に 直し行政訴訟の作成を行政訴訟の主要論点に 等行政訴訟の作成を行政訴訟の主要論点に 行政訴訟の作成を行政訴訟の主要論点に 行政訴訟の作成を行政訴訟の主要論点に</p> <p>2 検討内容 第 16 回から第 19 回までの検討会において、論点についての検討の三巡目を終え、「行政訴訟検討会における主な検討事項」をまとめたところである。</p>	
裁判員制度・刑事検討会	<p>1 検討経過 これまで 25 回の会議を開催した。昨年末までの、公訴提起の在り方、刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入及び刑事裁判の充実・迅速化についての主要論点に関するヒアリング及び意見募集を実施した。本年から、主要論点に関する検討を踏まえ、事務局の作成した議論のたたき台を素材として、より細かな論点をも含めた検討を行っている。</p> <p>さらに、本年 4 月 1 日から 5 月 31 日まで、裁判員制度及び検察審査会制度に関し、本年 8 月 1 日から 9 月 1 日まで、刑事裁判の充実・迅速化に関し、それぞれたたき台を踏まえた意見を募集した。</p> <p>2 検討内容 公訴提起の在り方、刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入及び刑事裁判の充実・迅速化についてのたたき台を素材としたより具体的な検討を、ひととおり終え、さらに刑事訴訟手続への新たな参加制度に関し、意見が分かれた論点を中心にした検討を終えた状況である。</p>	<p>引き続き、公訴提起の在り方及び刑事裁判の充実・迅速化について、たたき台を素材とした検討において意見が分かれた論点を中心にした検討を行う予定である。</p>
公的弁護制度検討会	<p>1 検討経過 これまで 11 回の会議を開催し、被疑者に対する公的弁護制度の対象事件、公的弁護制度の担い手である弁護士の確保方策、公的弁護制度下の弁護人の選任要件、弁護活動の</p>	<p>今後、更に意見の分かれた論点及び新たに検討を行うとされた論点等について、できる限り重複を避けつつ検討を進め、その後に、それまでの議論を踏まえた新たな制度の骨格案のようなものを示す予定である。</p>

	<p>り方、公的弁護制度の運営主体、公的付添人制度等の主な論点について検討を行い、また、関係機関等からヒアリングを行うとともに、意見募集（平成15年1月10日から3月20日まで）を実施した。その後、各テーマごとに具体的制度設計に向けた議論のたたき台を示して検討を行った。</p> <p>さらに、弁護士の物理的対応能力等について地方調査を行った。</p> <p>2 検討内容 新制度の大きな骨組みに関わると考えられる論点についてひとつおりの議論を終え、さらに公的弁護制度及び公的付添人制度についての二巡目の議論を終えた状況である。</p>	
国際化検討会	<p>1 検討経過 これまで16回の会議を開催し、弁護士と外国法事務弁護士の提携・協働の推進、法整備支援の推進等について検討を行った。</p> <p>2 検討内容 弁護士と外国法事務弁護士の提携・協働の推進について検討会の議論の方向性が示された。</p> <p>また、法整備支援の推進等について、議論の整理が行われた</p>	開催が必要となった場合には、随時開催する予定である。
法曹養成検討会	<p>1 検討経過 これまで19回の会議を開催し、法科大学院・司法試験・第三者評価（適格認定）の在り方及び司法修習に関する検討を行った。</p> <p>2 検討内容 法科大学院の第三者評価（適格認定）・司法試験の在り方について意見の整理を行った上で、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案について、それぞれ骨子を取りまとめた（平成14年11月29日成立）。</p> <p>また、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律案について立案の基本方針を確認した。（平成15年4月25日成立）</p>	司法修習生の給費制の在り方等について、引き続き検討する予定である。

- 1 検討経過  
これまで 20 回の会議を開催し、弁護士法改正問題、民事調停・家事調停の分野にいわゆる非常勤裁判官制度を導入するための法改正の方向性等について検討を行い、引き続き、裁判官制度問題等の検討を行っている。
- 2 検討内容  
弁護士の活動領域の拡大、綱紀・懲戒手続、報酬規定の削除、弁護士資格の特例の拡充について、法改正の方向性の整理が行われ、弁護士が、民事・家事調停事件に関し、非常勤の形態で調停手続を主宰できる制度とするための法改正の方向性が出された（いずれの法改正も、司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律として平成 15 年 7 月 18 日成立）。弁護士報酬の透明化・合理化及び弁護士の執務態勢の強化・専門性の強化について、日弁連の検討状況を踏まえて検討し、その方向性が了承された。判事の給源の多様化・多元化、裁判官の任命手続の見直し等について、最高裁等の検討状況を踏まえて検討し、これを了承した。また、裁判所、検察庁等の人的体制の充実について、最高裁、法務省から説明がなされ検討を行った。

引き続き、裁判官の人事評価制度の見直し等について検討する予定である。